

船舶インシデント調査報告書

令和5年6月7日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和4年8月10日 05時40分ごろ
発生場所	北海道積丹町 <small>しやこたん びくに</small> 美国漁港北東方沖 美国港外防波堤灯台から真方位046° 710m付近 （概位 北緯43° 18.3′ 東経140° 36.8′）
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、航行中、船外機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年8月15日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長2.46m） なし、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、1.47kW、回転数6,000、 気筒数1、ボア45.0mm、使用燃料ガソリン
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許なし
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、操縦者及び同乗者1人が美国漁港内の砂浜で組み立てた後に乗船し、同砂浜から美国漁港沖で釣りをを行う目的で出航したものの、約40分後に船外機が突然停止した。</p> <p>操縦者は、船外機の点検を行い、潤滑油の漏えいを認めたので補給を行ったが、船外機を始動することができず諦めて出航地に戻ることにし、同乗者と共に本船に備え付けられていたオールを用いて漕ぎ始めたものの、風上（南方）に向かって漕ぎ進むことが難しく、休息すると元の位置に吹き戻されるような状況が続いた。</p> <p>操縦者及び同乗者は、懸命に出航地を目指す中、付近を航行する漁船やプレジャーボート数隻にオールや旗を振って救助を要請したものの、いずれの船からも認識されなかった。</p> <p>操縦者は、1時間余り漕いだものの、風に流されるばかりで一向に海岸に近づいている気配がないと知り、自力での航行を諦め、携帯電話を用いて118番通報を行った。</p> <p>本船は、巡視艇とともに、海上保安庁から救援要請を受けた日本水難救済会所属船が出動し、来援した同所属船によって発見された後、美国漁港に向けてえい航が開始され、約1時間後に同港に到着した。</p> <p>本船は、船舶所有者が令和3年8月ごろにインターネットの中古品</p>

	<p>流通サイトで購入したFRP製2分割型ミニボートであり、船外機が付属されていた。</p> <p>操縦者は、本船を購入するまで船舶を操縦した経験がなく、本インシデント時が3回目の操縦で、美国漁港付近から出航したのが2回目であった。</p> <p>操縦者は、本船の購入を機に初めて船外機を取り扱うこととなり、前所有者から船外機の整備来歴等の情報を入手し、また、本インシデント発生前日、船外機の点検を行っていたものの、購入後に機関整備会社等による整備や点検を受けていなかった。</p> <p>操縦者は、本インシデント後、本船を船外機と共に直ちに売却した。</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、操縦者が前所有者から船外機の整備状況等の情報を入手していたものの、船外機に不具合があることに気付かず使用していたことから、船外機が突然故障して運転ができなくなり、運航不能となった可能性があると考えられるが、故障の要因等を明らかにすることができなかった。</p> <p>本船は、本インシデント後、強風に逆らってオールで漕いで帰港する中、付近を航行する複数の船舶に旗等で合図を送って救援を求めたものの、その意図が十分に伝わらなかったことから、他船が本船のインシデントに気付かず通り過ぎてしまったものと推定される。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が、航行中、操縦者が前所有者から船外機の整備状況等の情報を入手していたものの、船外機に不具合があることに気付かず使用していたため、船外機が突然故障して運転ができなくなったことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中古船外機の購入者は、前所有者から整備や故障等の来歴に関する情報を可能な限り詳しく入手し、その使用を開始する前に、必要に応じた追加整備等を行うか、機関整備会社による総点検を実施すること。 ・ミニボートの操縦者は、緊急時に備え、相手に異常を伝える手段（例；発煙筒、携帯型エアホーン）を備えることが望ましい。